

『松陰私語』に見える「大途」について

久保 健一郎

はじめに

かつて筆者は、戦国大名における「公」の問題を論じるため、戦国大名北条氏が用いた「大途」「公方」「公儀」等の用語について検討した。⁽¹⁾なかでも「大途」は用例も多く、機能も裁許・審理、役賦課、軍事の統括、充行・安堵等多彩で、北条氏権力にとって重要な位置にあった。

この「大途」確立の前提として、北条氏が用いる以前の「大途」について検討した。その結果、「大途」は北条氏以前には東国の慣習的な世界において公的重要性・重大性を示すことばであり、これに当主・宗家の意味を付与して積極的に活用するようになったのが北条氏であること、その契機は越相同盟の成立であり、古河公方の権威が衰退した段階で、「公方様」をいただく必要がなくなりながら、みずから「公方様」を名乗りえない北条氏が、「公方様」に代わる

「公」として、東国における公的重要性・重大性を示すことばであった「大途」を活用したことを指摘したのである。

北条氏以前の「大途」使用例はけっこう多くないが、かなりの数を載せているのが、『松陰私語』という史料である。⁽²⁾これは、十五世紀の半ばから十六世紀の初めにかけて、上野の国人新田岩松氏に仕えた松陰という僧侶の回想録で、当時の東国における政治・社会状況について貴重な情報を提供してくれる、まさに一級史料である。

当然、旧稿でも『松陰私語』の「大途」を検討して「大途」は少なくとも抽象的な存在を示し、個人の人格を示してはいない」と⁽³⁾し、他の検討も経た結果、上記のような見解に至ったわけであるが、近年、私見に触れていないものの、一つの事例について大きく異なる説が管見に入った。⁽⁴⁾これは、筆者の公儀論にも大きな影響を与えるものなので、機会を得た際にそれをふまえた見解を述べたが、講演という場での部分的な言及にとどまっており、なお不十分だった観がある。⁽⁵⁾

『松陰私語』に見える「大途」について

また、そもそも旧稿における『松陰私語』の「大途」検討も、現時点から省みれば、かなり部分的な引用に基づいて、限定的に行っていた憾みもある。

そこで本稿では、やや煩瑣ではあるが、『松陰私語』における「大途」について、その前後を十分に引用し、それに関わる政治・社会状況なども視野に入れつつ、再検討を行うこととする。手順としては、まず『松陰私語』の「大途」についての私見、異説、それをふまえた私見をあらためて整理し、そのうえで異説に即した検討を行い、さらには『松陰私語』全体の「大途」を詳細に再検討する。

一 「大途」についての私見・異説

まず、旧稿における『松陰私語』に見える「大途」の解釈であるが、全七例それぞれについての詳細は、後の再検討で述べることとして、ここで総括的に示しておく、「はじめに」でも触れたように、すべて抽象的存在で個人の人格を示さない、ということである。

ところが、一つの事例についてはあるが、峰岸純夫氏が別の解釈を示した。まず、その事例を示そう。

【史料1】

公方当庄中大館郷_上御張陣之上_二有讒者、申掠条々有之、金山之城衆横瀬為始之、公方御陣下申上子細有之_与方_〇申廻、其巷説五十子陣下満岐、此由金山馳越国繁相对如此密談、当屋形父子於

五十子在陣、争可有其儀哉_与被申、其覚悟者国繁心底之取置迄也、大途不然、断而可有其験之由類申、如何不及覚悟、可致意見之由被申、当方今不肖故諸家如此申掠申、劫而年来之可懸_{先忠}結_{〇〇}構也、不可落其儀、所詮其方并宗稟足弱等五十子御陣下進上可申由致意見、然者参上_先可有御披露之由被申問其分申、屋形父子御歓悦不常尋、於其義尤也、先山内并越州陣諸家、如此横瀬_{甲首}〇可有披露_与被仰、方々其儀申届、山内長尾以下諸一揆并越州陣、雖不始子細_与、横瀬方動無比類各感動、依此一左右、翌朝俄国繁・宗稟人道之足弱以下幼稚幼若之子葉孫枝、悉_以乘馬輦輿、五十子陣下当方金井伊賀守陣所_二被送着、於其上又愚僧諸将并長尾諸家一揆中国繁覚悟旨如此_与申、陣中一同横瀬神妙成_与申、依之五十子陣下弥以相静果而公方様御退陣、五十_子安泰之上諸家退散云々₍₆₎、

傍線部の「大途」について、旧稿では次のように述べた。

(この「大途」は……久保注) 五十子陣の関連で、横瀬国繁の金山城滞在時に、陣中で国繁が古河公方に通じようとしているという噂が流れたため、松陰が国繁を訪ねて対策を協議した際のものである。国繁は、主人の新田岩松氏当主父子が在陣しているのにどうしてそのようなことがあるだろうか、と述べたのだが、松陰はそれに対して「その考えはあなたの心づもりにもすぎない。「大途」はそれではいけない、必ずはっきりした証拠を示すべきだ」と何度も意見したのである。すなわち、この

「大途」は大局的な判断、大所高所からの判断を示しているといえる。⁷⁾

この解釈を含め、『松陰私語』の「大途」は抽象的存在としたが、峰岸氏は【史料1】の「大途」に限ってではあるが、上杉方の総大将である関東管領上杉顕定と解釈しており、さらには「大途」を関東管領の称号とし、北条氏が後にそれを引き継いだと主張している。

峰岸氏は私見にまったく言及しておらず、これは残念なところなのであるが、ともあれ「大途」を上杉顕定とする点、私見と大きく異なる。また、関東管領の称号とする点は、すでに上杉氏が「大途」を広く活用していたことを暗に示しており、私見が「大途」を積極的に活用するのは北条氏である、とする点にも抵触する。

そこで、前稿では次のような見解を述べた。

峰岸氏は必ずしも史料に沿って述べていないので判然としない点もあるが、この解釈の相違は「頻申」の主語を私見が松陰としたのに対し、峰岸氏が「大途」としたことから生じていると思われる。その場合、松陰は国繁の発言には「被申」としているのに、彼よりもかなり身分の高い顕定に対して「被」を用いていないことには疑問を感じる。また、『松陰私語』における他の事例が、抽象的意味とみなされるところも問題である。「山内河越両家牟楯者、非都鄙之大途」という事例では、両上杉氏の抗争が「都鄙之大途」ではないなどといわれたりもしている⁸⁾のである。

『松陰私語』に見える「大途」について

率直に、峰岸説への疑問を述べたわけだが、ただ、前稿発表当時には留保すべき点もあると考え、次のようにつけ加えた。

もともと、峰岸氏の解釈が成り立つならば、私見の「大途」に関する理解は微修正は必要になるが、より明快になると思う。つまり、北条氏が自らを関東管領に擬して古河公方を推戴しつつ両上杉氏に対抗していったのは明らかだからであり、前著ではそれを認めたくえで、市村高男氏らが注目する越相同盟による古河公方の衰退が、北条氏における「大途」の確立につながるとした。してみれば、峰岸説を是とした場合にも、北条氏は従前から「大途」であったが、それは関東管領としての「大途」であり、越相同盟を機として「大途」の意味合いは大きく変わり、いわば関東の主としての「大途」となったということだろう。それは「大途」の転換と呼んでもよいかもしれないが、前著でも述べたように、越相同盟成立後に「大途」の事例は大きく増加するのであり、「大途」を積極的に活用したのが北条氏であることは動かないと考える。したがって「大途」の確立としても、さしあたり問題はないであろう。⁹⁾

つまり、【史料1】についての峰岸氏の解釈が成り立つとしても、「大途」の全体像に関する私見に大きな影響はない、としたのである。その後、峰岸氏は新たな著書において、旧稿・前稿の私見には言及せず、先の主張を同様に繰り返した上で、「大途」は京・鎌倉の公方（将軍・鎌倉公方）が「大樹」と称されたのに対応する関東管

領の称号であるといった指摘をするに至っている。⁽¹⁰⁾

以上のように、筆者と峰岸氏との間には、【史料1】をめぐって大きな見解の相違があるのだが、残念ながら峰岸氏が私見に触れていないので、議論になっていない。独り相撲になってしまふのは本意でないが、東国戦国史、さらには戦国時代の権力論を考えるうえで重要な問題である。

また、本稿がテキストとしている、峰岸氏が大きく関わった史料纂集『松陰私語』の解説五「『松陰私語』における語句や文章の表記について」（田井秀氏執筆）においては、「大途」＝「泰斗」として、『松陰私語』における他の事例の「大途」についても、「都鄙之大途」を「將軍と公方」としたうえで、「語句の表記例」の項目で「大途（大都）」を立てて意味を「権威者」とし、「ここでは最高軍事指揮官の意」とする。また、用例では「惣別之大都↓山内上杉氏を言う」としている。⁽¹¹⁾史料纂集『松陰私語』が、今後多くの研究者に活用されるであろうこと、その影響の大きさを考えれば、看過していいわけにもいかない。

そこで、以下、峰岸説の検討に入るが、それに先立ち【史料1】の背景について、周知のことではあるが、少し詳しく述べておこう。そもそも、武蔵の五十子（埼玉県本庄市）に上杉方が在陣し、古河公方方と対陣しているとはどういう事情によるものなのか。⁽¹²⁾

享徳三年（一四五四）十二月、鎌倉公方足利成氏が、自邸に関東管領山内上杉憲忠を招き、誅殺した。ここではそれに至る事情は省

略するが、公方派と上杉派との対立が積み重なり、ついに激発したものであった。これ以降、関東を二分して戦われたのが、享徳の乱である。

一族の長を失った上杉方であったが、幕府の支持を得ることに成功した。これに対し、成氏は各地を転戦しつつ与党勢力の強い地域に本拠を移すこととなった。ここに、足利氏が鎌倉公方、上杉氏がそれを補佐する関東管領という鎌倉府体制は解体し、以降の成氏はおもに座所とした古河の地名をとり、古河公方とされている。

上杉方は、前述のように幕府の支援を受け、憲忠の弟房顕を山内上杉氏当主として古河公方方と戦うが、古河を中心に勢力をもつ公方を有効に攻撃するため、武蔵の五十子に大陣営を構築する。これが、五十子陣である。五十子陣の上杉方と公方方は睨みあいを続け、戦局は膠着状態に陥る。こうしたなか、上杉房顕が死去し、急遽、越後守護上杉房方の子息龍若が山内上杉氏当主に迎えられた。この龍若が元服し、顕定と名乗ったのである。

一方、松陰が仕えた新田岩松氏であるが、一五世紀前半に、岩松満純が禅秀の乱で上杉禅秀に与して誅殺され、家督は一族の持国に移された（京兆家）。満純の嫡子家純は難を逃れ、流浪の末室町幕府六代將軍將軍足利義教に仕え、義教の死後も京にあったが、享徳の乱で幕府が上杉方支援を決定したのを受け、上杉方として関東に復帰したのである（礼部家）。

【史料1】は、享徳の乱における上杉方と古河公方方とが睨みあ

う膠着状態下での事態であり、上杉方である岩松家純は五十子陣に在陣していた。新田岩松氏に仕える松陰も当然同様である。また、ここで大きな役割を果たす横瀬国繁は新田岩松氏家中でもっとも権勢がある、いわゆる家宰の地位にあったのである。

二 峰岸説の検討

では、峰岸説の検討に入る。旧稿・前稿と重複する部分もあることを了承願いたい。

峰岸氏は、【史料1】の「大途」について、「大途」（総大将の上杉顕定）は裏切りをしない「駿」（保証）を求めた」とする。峰岸氏自身は『松陰私語』における他の「大途」解釈を示していないが、前述したように、氏が大きく関わった史料纂集『松陰私語』の解説では「大途」が「將軍と公方」とか「権威者」「最高軍事指揮官」「山上杉氏」等となっている。ただ、氏自身はあくまで【史料1】の解釈しか示しておらず、【史料1】と他の部分の「大途」との解釈がどのような関係にあるのか（たとえば【史料1】の解釈が根本にあってそれが他の解釈に影響を与えているのか、他の解釈が【史料1】を含む残りの史料解釈に影響を与えているのか、それぞれまったく独立の解釈なのか等）も不明なので、峰岸説としては、当面【史料1】の「大途」解釈に限っておこう。

峰岸氏が解釈した部分は、おおむね「大途、不然、断而可有其駿之

由頻申」にあたる。

この部分の筆者の解釈は、前述した旧稿引用部分からいえば、「松陰はそれに対して「……「大途」はそれではいけない、必ずはつきりした証拠を示すべきだ」と何度も意見した」となる。つまり、前稿の引用部分で示したように、私見が「頻申」の主語を松陰とするのに対し、峰岸氏は「大途」とし、かつそれを上杉顕定としているのである。

これらの解釈の妥当性を考えるため、【史料1】の最初から、状況を見ていこう。まず、【史料1】は文明四〜五年（一四七二〜七三）頃のものとしており、上杉方の五十子陣を睨む古河公方足利成氏は、当庄（上野国新田庄）内の大館郷に陣を張っていたところ、讒言をする者があり、偽りを数々申した、ということである。その内容は、金山城の城衆が横瀬国繁をはじめとして、公方の御陣下に申し上げることがあると、方々に触れ回った、ということである。申し上げることがあるとは、内通することとみてよいであろう。横瀬国繁ら金山城衆が、古河公方に内通すると触れ回る者がいたわけである。その結果、内通の噂（巷説）が五十子陣中で蔓延することになってしまった。

岩松家純は上杉方において一方の将であり、その家中で家宰という重鎮の地位にあった横瀬国繁が公方に内通し、寝返ることになっては上杉方にとって一大事である。主君である家純もただではすままい。大事件であるから、松陰は「此由」を、金山城に駆けつ

け横瀬国繁と相対して対策について密談したのである。

このようなわけで、以下は松陰と国繁との密談のやりとりとなる。私見では次のようである。

まず、国繁が「当屋形父子（岩松家純・明純）が五十子に在陣しているのだ。どうしてそのようなこと（金山城衆の公方方への内通）があるだろうか」と「被申」た。それに対し、松陰は「その考えはあなたの心づもりすぎない。「大途」はそれではいけない。必ずはっきりした証拠を示すべきだ」と頻りに申した。国繁は「どうすればよいか考えつかない。「意見」を述べてほしい」と「被申」、松陰は「当方が今、弱体であるため、諸家がこのように偽りを申すのだ。かえって年来の忠節にもかかわらずありさまだ。そのようなことになってはいけない。とにかく、あなたと宗稟（国繁の弟繁国）の妻子などを五十子陣に進上すべきだろう」と「意見」を致した。国繁は「ならば、（家純のところへ）参上し、まず（そのことを）御披露してほしい」と「被申」たので、松陰はそのことを「屋形父子」に申した。

密談の部分は以上である（厳密には「屋形父子」に申したところの前までだが、便宜、文章の切れのよいところまであげた）。以下の状況の推移を要約してあげれば、松陰から国繁の考えを聞いた家純父子はたいへん喜び、顕定らに国繁の申し出を披露するように仰せられた。松陰は方々にそのことを申し届け、顕定らは国繁の申し出に「感動」した。翌朝、国繁と宗稟の子や孫らが五十子陣に送ら

れ、松陰が国繁の思いはこのようなものであると諸將に伝えると、五十子陣下は一同に横瀬の覚悟は神妙であると申し、五十子陣はいよいよ静まって、古河公方は御退陣した。五十子陣も安泰なので、諸家も退散したとのことである、となる。

このように押さえたいうえで、峰岸氏のように「大途」を上杉顕定とし、その顕定が「頻申」したとすると、密談での松陰と国繁とのやりとりがうまく収まらなくなる。右に示した私見では、国繁と松陰とが交互に考えを述べあうかたちになっているのだが、「頻申」を顕定の発言とした場合、密談の全体はどうなるのだろうか。ちなみに、峰岸氏は「当屋形父子於五十子在陣、争可有其儀哉与被申」の部分で、岩松家純父子が噂を否定したとするが、そうすると松陰が岩松家純父子の発言に「被申」を用いたことになる。しかし、松陰は『松陰私語』において、岩松家純の発言には「仰」を用いており、当該部分が、岩松家純父子の発言とは見なしえない。一方、松陰は少なくとも【史料1】における国繁の発言には一貫して「被申」としているわけで、ここは国繁の発言とするのが、文章の流れからいっても、もっとも適切である¹⁶。

次に考えなければならぬのは、顕定が「頻申」したとすれば、松陰と国繁との密談以前に、顕定が松陰を呼びつけるなりしてのこととなる¹⁶が、それは考えうるか、というところである。

前述したように、事の起りは、国繁をはじめとする金山城衆による古河公方方への内通という噂が、五十子陣中に蔓延したことで

あった。【史料1】は、この蔓延の事実からただちに松陰が金山城に駆けつけたという展開になっている。つまり、噂の蔓延を重大視した松陰が自主的に国繁のもとに向かったということで、きわめて自然な流れといえる。

では、顕定が呼びつけるなりした場合はどうなるか。顕定は、噂の段階で、国繁が内通していないはつきりした証拠を出すように、松陰に強く求めたことになる。顕定はたしかに上杉方の総大将ではあるが、新田岩松氏の主君ではないし、軍勢全体も顕定が強力な支配下に置いているわけでもない。してみれば、噂があるということだけで、他の家中の重鎮に対し、疑いを晴らす証拠を出せと執拗に迫るのは、いかにもやり過ぎである¹⁷。

【史料1】は、疑いをかけられ、噂を立てられた側の国繁が—ほかならぬ松陰の助言によって—あくまで自主的に人質提出をしたことにより、顕定ら諸将が「感動」し、「神妙」に思うこととなつてゐる。これでこそ国繁の英断・松陰の奔走が際立つわけで、顕定の要求に屈したかたちでの提出では、この筋立て自体が弱いものとなつてしまふであろう。

以上、【史料1】についての峰岸説は成り立たないと考える。これにより、前稿において、峰岸氏の解釈が成り立つならば、ということと述べた部分は撤回してよいようでもあるが、それは、『松陰私語』における他の「大途」を検討してからでも遅くないであろう。また、右の密談についての私見では、あえて「大途」はそれでは

『松陰私語』に見える「大途」について

いけない」としているが、これは、ここでの「大途」の内容については、『松陰私語』の他の「大途」から類推しているので、留保しておいたわけである。この点からも、他の「大途」の検討が必要となるのである。

三 「大途」の再検討

『松陰私語』における「大途」の事例は、かつて旧稿で一つ一つ検討した。その結果、本稿でも何度か触れてきたように、すべて抽象的存在で少なくとも個人の人格は示さないとの見解に至った。

これに対し、史料纂集『松陰私語』の解説では、前述したように、「大途」＝「泰斗」、「都鄙之大途」＝「將軍と公方」、「権威者」＝「最高軍事指揮官」、「惣別之大都」＝「山内上杉氏」等の解釈が示されている。いささか拡散している観もあるが、私見とは大きく異なる見方であることはたしかである。また、【史料1】における峰岸説も念頭に置かなければなるまい。

そこで、【史料1】以外の『松陰私語』における「大途」を、順次再検討していこう。

【史料2】

源慶大驚思召条不尋常、去正月退陣之砌、山内可為同陣旨申遣¹⁸ 処、無其儀、今為自分、山内致所帶競望、可為同陣企、当家未聞之、瑕瑾不可過之也、入道老後之無首尾、对他家至于末代本意

之外也、然者一味同心可致神水之由、被思召立、同七月廿三日金山悉招上、御神水之旨三箇条也、其詞云、

○一、都鄙之大途^レ之外、他家^ニ為合力、不可出当方之勢衆事、

○一、背此旨他家合力者^ニ、雖為一子之兵庫、号不孝永可致勘当事、

○一、於当方定置壁書条々有之、国繁為代官執行、為廉直旨公私可致諸沙汰事、

右条々其誓詞曰、上天下界之神祇以下如常、如此先祖断而被定置破誓言而、他家之合力、更以非当方之家訓私会积之車馬乎、太以不可然者也、但於都鄙之大途者、可奉守先言者也、明純御父子神水之御座無御出御、依之御父子共御儀絶、号西国行脚御出行、

この【史料2】をめぐる政治状況については、すでに多くの指摘がされている。「去正月退陣」というのは、文明八年（一四七六）六月の長尾景春の乱を契機とし、翌九年正月に新田岩松氏が五十子陣を退陣したことを示している。ところが、その際、岩松家純は嫡子明純に対して上杉顕定と行動を共にするように申し遣わしたところそれに従わず、今になって所領への欲望のために顕定に与同しようとしたという。これに怒り、また危機感を覚えた家純は岩松家中を金山城に招集し、一味神水の作法を経て、三箇条の誓約をさせたのである。

つまり、掲げられている三箇条は、新田岩松氏の危機にあたって、

もっとも重要な引き締めるべき事項といえる。その一箇条めが、「都鄙之大途」以外には、他家に合力するため当方之軍勢を派遣してはならない、ということであり、三箇条全体の枢要でもあった。二箇条めが、一箇条めを受け、これに背いて他家に合力したならば明純であっても不孝として永く勘当する、としているのも、他家が山内上杉氏に上杉顕定であることは明らかで、危機の原因そのものを露骨に示している。三箇条めは老齢に至った家純が、誓約の管理を家宰の横瀬国繁に委ねたことを示している。

このように、一箇条めは新田岩松家中にとってきわめて重大な取り決めだったわけで、【史料2】では、この条目を掲げたいうえで、さらにその遵守が強調されているわけだが、例外事項もあげられている。それが、「但」以下の部分で、「都鄙之大途」においては先言を守り奉るように、という。ここは、「都鄙之大途」でない他家への合力は禁じるが、「都鄙之大途」ならば合力せよ、あるいは合力もやむをえない、という対の関係になっているわけである。

では、「都鄙之大途」とは何か。旧稿では、後に掲げる他の「都鄙之大途」とも突きあわせながら検討したが、本稿では、まずはそれぞれ検討してみよう。

この三箇条については、その重要性を裏づけるように、『松陰私語』中でしばしば言及されている。旧稿では、「都鄙之大途」の「都鄙」が將軍・古河公方だとすれば、「都鄙之大途」の「大途」は將軍・古河公方の「上意」とほぼ等しいと指摘し、これは戦争に関わる「上

意」であるから、当時の関東の人びとの認識として「都鄙之大途」は広い意味での公的重大事と考えることは可能であると見た。

「都鄙」について、旧稿では將軍と古河公方の他に、「天下」にはほぼ等しい意を可能性として示したが、『松陰私語』の他の用例を併せ見る限り、おおむね將軍と古河公方（あるいは鎌倉公方）としてよいようである。¹⁹したがって、当面「都鄙」は將軍・古河公方として考えるが、「都鄙之大途」は広い意味での公的重大事と考えることは可能」と結論的に述べたところは、このことによって修正しなければならぬことはいないと考える。

一方、史料纂集『松陰私語』の解説で、「都鄙之大途」を將軍と鎌倉公方としている点はどうか。これは、「都鄙之大途」が「都鄙之上意」や「都鄙御下知」といいかえられているところから、成り立ち難い。つまり、「都鄙」が將軍と鎌倉公方であり、それゆえに「都鄙之上意」「都鄙御下知」は將軍と鎌倉公方の「上意」「下知」と解釈できるのであって、「都鄙之大途」が將軍と鎌倉公方では、それがいいかえられている「都鄙之上意」「都鄙御下知」が解釈できないのである。

【史料3】

為上使愚僧古河參上申、上意之御感不斜、当方五十余年不慮_ニ奉背上意以来、道建幼稚十歳未滿之時分、不分東西、甲州・濃州_ニ吟_{サマヨ}沈留_ス、然_ニ処_ニ○京都上意被召出、応永々享之一乱以来、奉致不忠事不及申上、雖然於心底者、一度奉懇詔、先祖之不儀当分

『松陰私語』に見える「大途」について

之不忠等、御寛宥之上意申成、道建於子々孫々、万代可奉励忠信懇丹、雖存此旨、不奉得其便之間、至于今申上子細之条無之、於御寛免之上者、京都殿中道建_ニ由見_ニ之方有_ニ之、依上意之趣、雖都鄙之御大途_ニ、涯分可奉走廻之由被存之_与、輒輕々_与言上之旨条々、公方様年来於此義者、昼夜不断雖被思召、于今累年不被達御本意及八十、擲先代之不忠、懇望申上条、先以神妙也、於御寛免之上者、道建入道如申上、於子々孫々、万代对当家可_シ励忠信、道建_ニ可申_ト屈旨被仰出、御寛免之_ニ御書_ニ拝領仕退出_ト、

【史料3】は、長らく上杉方であった新田岩松家純が、五十子陣崩壊後に古河公方に鞍替えを図り、松陰を上使として古河城に派遣した際の状況が記されている。上機嫌の古河公方成氏に対し、松陰は口上を述べ、新田岩松氏（礼部家）が五十年以上（鎌倉公方・古河公方の）上意に背き、不忠をはたらいてきたことを詫び、心の底では古河公方のお許しがあれば子々孫々まで忠信を励むつもりながら機会がなかったことを述べ、このたびお許しただけならば、「京都殿中」には家純と親しい者もいるので、古河公方の上意により、「都鄙之御大途」といえども、できる限りの奔走をする意思をよどみなく示した。これに対し、成氏もこのことを年来思っており果たせずにはいたが、家純が八十歳に及んで従属を懇望してきたことは神妙であるとし、子々孫々まで古河公方家への忠信を励むように家純に伝えよと松陰に命じ、松陰は従属許可の「御書」を拝領して退出した。

ここでの「大途」について、旧稿では「公的重大事」としたが、大筋ではそのままよいと考える。何故か。まず「上意」であるが、直前に「京都殿中」があるので、將軍の「上意」とも見えるが、「上意」によってできる限りの奔走をするという文脈と、【史料3】全体が古河公方に従属許可を得る首尾であることとを併せ考えれば、それはそぐわない。古河公方に従属許可を得るための口上であるからには、古河公方の「上意」によってできる限りの奔走をする、としなければならぬ。

そこで、その奔走に添えられた「都鄙之御大途」といえども、この点であるが、前述したように『松陰私語』における「都鄙」が、ほぼ將軍と古河公方であってみれば、【史料2】のごとく將軍や古河公方の命令あるいはそこから派生して將軍や古河公方に関わる重大事となると考えられる。ただその場合、「いえども」と逆接になっている点が支障になるように見える。

これについては、旧稿でも「逆接表現になるのがやや問題だが」と述べているが、つまりは、どのような將軍や古河公方に関わる重大事であっても、それが善いことであろうが悪いことであろうが、古河公方の上意によって奔走する、ということと解釈する。

一方、ここでの「大途」が、史料纂集『松陰私語』解説の「権威者」「最高軍事指揮官」「山内上杉氏」等にあたらないことは明らかであろう。「都鄙之御大途」が「將軍と公方」というのは近いようでもあるが、「古河公方の上意によって、將軍と公方といえども、

できる限り奔走する」といった解釈では意味が通らないのである。

【史料4】

五十子張陣之始、当所三藏之城主、当方之御代官国繁自山内被差副衆、当国守護長尾孫^六方被官成田以下、昌賢、同景信、被官矢野・吉里為始之、武州・上州諸一揆、其外山内家風中大略致警固、今当方有何事歟、相替先々殊外入肖事歎敷存所也、其上長尾左衛門尉景信、於大途兵議以下国繁^母無不相談、近年迄此分也、諸家存知之前也、非上古之儀、今景繁若年故異^{コトニ}物相替旧規、自他家毎々意見曲次第也、⁽²⁾

【史料4】は時期は特定されないが、五十子陣が設定された当初の頃と、『松陰私語』執筆の頃とを比較して述べているものである。具体的には、新田岩松氏家宰の横瀬氏の立場を述べているが、松陰の意図としては、これを通じて、新田岩松氏の地位を透かし見ているのであろう。

すなわち、五十子陣が設定された当初は、横瀬国繁は山内上杉氏から差し副えられた衆、長尾昌賢、同景信らと警固にあたっていたが、現在、当方に何事があったのか、先々と変わってしまったのは、嘆かわしく思うところである。その上、長尾景信は「大途兵議」等で国繁と相談しないことはなかった。近年までこういう状況で、諸家も知るところであった。大昔のことではない。現在、景繁（国繁の孫）は若いため、昔と変わって他家からいつも意見されているのはけしからぬことだ、という。

国繁は山内上杉氏から重視されていたのが、孫の景繁に至り、すっかり他家から軽視されるようになったことを嘆いているわけだが、重視について例示されているのが、山内上杉氏家宰長尾景信が、「大途兵議」でいつも国繁に相談していたことであった。

この「大途兵議」について、旧稿では「山内上杉氏家宰で上杉方の中心人物であった長尾景信が「大途」の軍議などで国繁に相談しないことはなかったとしている。これは新田岩松氏の現状を嘆いた松陰がそれに対比してかつての国繁の活躍を述べている部分であり、それゆえ「大途」は重要性・重大性を示す語となる」と述べた。

一方、史料纂集『松陰私語』解説の「権威者」はともかく、「最高軍事指揮官」「山内上杉氏」は、【史料4】を見る限りでは、可能性はあるところである。また、同書の索引では、上杉顕定の項で、見よ項として「大途」を立て、この「大途」を指示している。これも【史料4】を見る限りでは可能性としてあるであろう。⁽²²⁾ただ、これによって私見を変えなければならない必然性もない。【史料4】での「大途」は、このみではさまざまな解釈の余地があるといわざるをえない。

【史料5】

近年背源慶院殿御遺言、誦他家幕下、武州上戸・高見・松山・立川原所々陣勞、其重賞有何処、未見之、又越州帰陣之上可為同前也、任源慶之金言、都鄙御下知^外当方之衆不被出之者、当庄万代可為安詮、山内・河越両家^外車楯者、非都鄙之大途、其錯乱

『松陰私語』に見える「大途」について

十有余年也、果而無其曲者、関東之瑕瑾、外国之嘲哂也、歎而猶有余者也、見之思之、殷鑑不遠者乎、当方一味同心、源慶・宗悦被安置如其掟相守、可被持起当家大議段、各謚塞同意所希也、五十年來当方走廻令存知也、自他家当方合力一度無之、当方屋裏之錯乱出来之砌、自山内無為和談之無意見、以次当家錯乱滅亡之結構、号金山退治、長尾但馬入道々存既小浦方郷出陣、雖諸一揆相催、国繁・愚僧相談廻計策、果而道存当方一味、以之云之、他家当方合力無之、又今度越州出陣、就之当方同心出陣之事被申、今度出陣者、山内自専屋裏之少節也、非都鄙之大途也、以前当方屋裏難義者、見所進合而滅亡、今以自専越州出陣、当方合力之事被申、畢竟当方公私山内幕下^下駈伏而、被申懸^懸為^懸駈也、

【史料5】は、山内・扇谷両上杉氏の長享元年（一四八七）以来の抗争、いわゆる長享の乱に関わるものである。武蔵立川原合戦の後であり、しかも「越州帰陣」とあるのは、永正元年（一五〇四）長尾能景の率いる越後上杉氏の軍勢が山内上杉顕定を来援し、扇谷上杉朝良に勝利して翌年帰還したことを示していると見なされる。さらに、「今以自専越州出陣」とあるのは、永正四年越後守護代長尾為景が顕定の実弟の越後守護上杉房能を滅ぼしたのを受け、顕定が仇討ちのため越後出兵を目指して以降のことと見られる（実際越後に至ったのは永正六年）から、永正四年以降の状況をふまえてのものである。

まず、近年の状況についての嘆きが示される。近年源慶院殿（岩松家純）の御遺言に背いて他家に従い、武州上戸・高見・松山・立川原等所々の戦いで苦勞をしているが、その報賞はいずこにあつたか、いまだに見ていない。また越後の軍勢は帰還したのだから、同様にするべきだ。家純の金言に従って、「都鄙御下知」以外に、当方の軍勢を出さなければ、当庄（新田庄）は永く安全であろう、という。

家純の御遺言・金言とは、明らかに、【史料2】の三箇条、とくにそのうちの二箇条である。將軍・古河公方の命令・重大事以外に、他家のためには軍勢を出さなはずだったのに、扇谷上杉氏と戦う山内上杉顕定に従軍して奔走することになってしまっているのである。

ついで、松陰は新田岩松氏をこのような状況におとしめた両上杉氏の抗争を批判する。山内・河越（扇谷上杉のこと）両家の戦争は、「都鄙之大途」ではないのに、その争いは十年以上続いている。「果而無其曲者」²⁴ 関東にとつて傷であり、他国から嘲笑されることとなる。嘆いてもあまりあることだ、と。

これに続き、家純（および宗統＝横瀬国繁）の定めた掟（三箇条）を守るべきこと、他家から新田岩松氏に合力してくれたことはないこと等が述べられる。さらに、今度の越後への出陣に、当方も同心して出陣するようにと（山内上杉氏は）いわれる。今度の出陣は、山内上杉氏自身の家中における小さな問題である。「都鄙之大途」

ではない。以前、当方の家中で難題が生じた時には、傍觀を決め込んで惨禍を招いたのに、今は自身の都合での越後出陣に、当方が合力するようにいわれる。結局、当方はまったく山内上杉の従属下にあるものとして言いつけてきているようなありさまだ、としている。松陰の山内上杉氏に対する激しい鬱憤が明らかであろう。

【史料5】には、二度「都鄙之大途」が現れているが、それぞれ、山内・扇谷両上杉氏の戦争、山内上杉氏自身の家中における小さな問題と対比されている。²⁵ このことと、【史料5】全体が、戦争にかり出され続ける新田岩松氏への嘆きとその原因となっている山内上杉氏への批判・鬱憤に満ちていることを併せ考えれば、「都鄙之大途」は將軍や古河公方に関わる重大問題・重大事と捉えられよう。そうした重大問題でもない両上杉氏や山内上杉氏の小さな、私的な問題で戦争に駆り出されていることへの嘆き・鬱憤が示されているわけである。

こども、小さな、私的な問題と対比されているのだから、「將軍と公方」とか「権威者」そのものにならないのは明らかである。ましてや、「最高軍事指揮官」「山内上杉氏」では意味が通らないであろう。

以上、【史料1】以外の「大途」六例について再検討してきたが、おおもむね旧稿で述べたところ、すなわち『松陰私語』における「大途」は少なくとも抽象的な存在を示し、個人の人格を示してはいない」との点を再確認できたと考える。一方、史料集『松陰私語』

や峰岸説については、【史料4】で成り立つ可能性のあることをみたが、これも【史料4】を見る限りでの可能性にとどまるものであつて、私見を排除できるものではない。むしろ、【史料1】を含めた六例から考えれば、【史料4】の事例にしても、私見の成り立つ可能性が高いのである。

さらに、ここでの六例の検討結果から、二では保留した【史料1】の「大途」の内容を考えよう。「大途」はそれではないけない、というのは国繁個人の心づもりと対比されているものであるから、「大局的な判断」「大所高所からの判断」ないしは「事柄の重大性から」等の解釈を考えうるわけだが、これは『松陰私語』における他の「大途」が、重大問題・重大事等と見なされることとおおむね矛盾しない。旧稿で「『松陰私語』における「大途」は少なくとも抽象的な存在を示し、個人の人格を示してはいない」としたことの妥当性をあらためて確認したい。

おわりに

本稿では、『松陰私語』に見える「大途」について、峰岸説と史料纂集『松陰私語』の解説とをふまえながら、再検討を行った。その結果、両者とも成り立ち難く、あらためて私見の妥当性を確認した。

なお、旧稿でも検討したが、『松陰私語』では、しばしば「大都」

『松陰私語』に見える「大途」について

という文言が「大途」と同様に用いられており、史料纂集『松陰私語』の解説・索引でも「大途（大都）」として、同じ用語の別表記と見なしている。もはや紙幅がないので、詳しい検討は割愛せざるをえないが、これについても私見に変更の必要はないと考えるものである。²⁶

以上のことから、前稿で峰岸氏の解釈が成り立つならば、とした点は不要になったともいえるが、次のことには留意したい。すなわち、前稿でも指摘したことだが、「大途」に抽象的的重大性・重要性だけでなく人格性の意味が加えられていくと、場合によってはそれがオーバーラップして、截然と判断し難いことがあつても不思議ではない、ということである。その意味では、たとえば足利成氏や山内上杉顕定等が「大途」と称されることが絶対にないと主張するものではない。ただ、『松陰私語』検討の限りではそう解釈し難かった、ということである。

また、もし「大途」が人格性の意味で用いられることがあつたとしても、管見の限り、支配において積極的活用を図つたのは、北条氏であり、しかもそれは越相同盟を契機として際立っていくとの点とは動かないし、戦国大名権力論として重要なのは、この点であることも前稿で指摘したとおりである。

こうした意味で、『松陰私語』における「大途」は、まさに北条氏における「大途」の前提なのである。

注

- (1) 久保「大途」論（久保『戦国大名と公儀』、校倉書房、二〇〇一年）。以下、「旧稿」とする。
- (2) 本稿では、引用等に史料纂集『松陰私語』（八木書店刊）を用いる（以下、引用については「松」と略記する）。この刊本は、「凡例」によれば、國學院大學における峰岸純夫ゼミの成果であり、校訂・活字化だけでなく、解題・附録史料・参考史料・解説・各種索引を載せ、『松陰私語』の理解に至便である。本稿もこれらにたいへん助けられたことを明記しておく。
- (3) 旧稿一〇二頁。
- (4) 峰岸純夫「享徳の乱における城郭と陣所」（千葉城郭研究会編『城郭と中世の東国』、高志書院、二〇〇五年、所収）、のち峰岸『中世の合戦と城郭』、高志書院、二〇〇九年、所収。
- (5) 「中近世移行期権力における「正当性」について」（『武田氏研究』五二号、二〇一五年、のち久保『中近世移行期の公儀と武家権力』、同成社、二〇一七年、所収）。以下、「前稿」とする。もともとは、二〇一四年六月武田氏研究会で行った記念講演である。なお、引用は著書からとする。
- (6) 「松」五三頁。なお、解釈の関係で一部「松」とは読点の打ち方を変えている。以下の引用でも同様。また、底本にもともと施されていた返り点も省略している。
- (7) 旧稿一〇二頁。
- (8) 前稿三〇〜三二頁。
- (9) 前稿三一頁。
- (10) 峰岸『享徳の乱』（講談社選書メチエ、二〇一七年）。
- (11) 「松」二四九頁。
- (12) 「松」二五五頁。
- (13) これに関しては、刊行されている関東の各県史等にも詳しいが、近年たいへん多くの著書・論集が出されている。一般書としては、則竹雄一『動乱の東国史6 古河公方と伊勢宗瑞』（吉川弘文館、二〇一三年）山田邦明『敗者の日本史8 享徳の乱と太田道灌』（吉川弘文館、二〇一五年）、峰岸注(10)著書、最新の成果としては黒田基樹編著『関東足利氏の歴史5 足利成氏とその時代』（戎光祥出版、二〇一八年）等を参照。
- (14) 「松」一八七〜一八八頁（解説一）『松陰私語』の編年整理」（細谷昌弘氏執筆）を参照。
- (15) 松陰の敬語使用は必ずしも一定していないようだが、彼がもつとも敬意を払っていたのは、仕えていた新田岩松氏当主で、「被仰」「仰」といった表現は、ほぼぶれることなく用いている。それに調子を合わせるかのように、新田岩松家中で当主に次ぐ位置にある国繁にも一定の敬意を払っているといえる。注目されるのは、関東管領である上杉顕定にそれほどの敬意を払っていないところで、その意味では、本文で引用した前稿の「松陰は国繁の発言には「被申」としているのに、彼よりもかなり身分の高い顕定に対して「被」を用いていないことには疑問を感じる」という部分は、必ずしも有効ではなかった。松陰の意識としては、もともと足利氏の家人である上杉氏を家格として高い新田岩松氏と比較した場合、上杉氏の現在の地位が高くとも、特段敬意を払う感覚はなかったものであろう。『松陰私語』には、新田岩松氏の家格についての強烈な優越意識が見えられ、たとえば、「当方者代々都鄙之嫡家、雖不肖他家之不可詔幕下」等と示されている（『松』七〇頁）。
- (16) 松陰の意思により、言いわけのために顕定のもとへ赴くということも一応は想定されようが、松陰が国繁との協議以前に一人で言いわけしてはいかにも独走であり、不自然である。
- (17) もちろん、日本中世における噂の重要性を軽視するものではない（酒井紀美『日本中世のうわさ』、吉川弘文館、一九九七年、等、参照）。だが、本文に見た状況からは、ここでの噂を過大視するわけにもいかない。
- (18) 「松」九一〜一〇頁。
- (19) ただし、目録も併せ考えると「都鄙」＝「天下」とみられるものがある。この点、後述。

(20) 「松」一一～一二頁。

(21) 「松」四〇～四二頁。

(22) ただし、この索引では、上杉顕定の項での見よ項の「大途」として、【史料1】の「大途」は指示していない。峰岸氏が大きく関わった史料纂集「松陰私語」で、このようになってるのは、やや不審である。

(23) 「松」七〇～七二頁。

(24) この部分、「本當にうまく処置しなければ」といった意かとも思われるが、確言できない。ただし、この部分によって全体の文意に大きく影響が及ぶことはないと考ええる。

(25) 旧稿では、後者について、前者と混乱してしまい、両上杉氏の戦争に関わるとしたが、明白な誤りであり、ここに訂正する。ただし、「大途」の評価自体には影響しない。

(26) 「松陰私語」の「大都」は、旧稿で検討した四例のほかに二例あり、併せて六例である。まず、前者四例には結論の大きな変化はないが、補足・訂正などを加えて簡略にコメントする。①「都鄙大都之外、自他〇当方陣役以下催促、併源慶院殿不被守誓詞失錯歎（『松』四二頁）で、「源慶院殿」の「誓詞」とあるのは、明らかに【史料2】の三箇条であり、したがって、「都鄙大都」は「都鄙之大途」と同義である。②「当方之意見故、山内屋裏之大都相定也」（『松』八一頁）について、旧稿では上杉氏の内紛に関わるものとしたが、かなり不正確な表現であった。当該部分は前欠であるが、山内上杉氏当主の房顕死去に伴い、後継者として越後上杉房定の子息を迎える問題に関連しているものである。それでも、旧稿でここでの「大都」を重大問題とした点は妥当性があると考えられるが、ここに限れば「当主」家長」といった意味にもとれるであろう。③「愚拙或当方屋裏之事、源慶宗悦上下他界已後閉口舌候、恐於御窟之儀、又者惣別之大都、争可致存知候哉」（『松』八九頁）では、「御窟之儀」と「惣別之大都」が対比されている。旧稿では「御窟」は未考だが上杉家中のことと推定し、それと対比される「惣別之大都」は公的的重大事とした。史料纂集「松陰私語」解説では、「惣

「松陰私語」に見える「大途」について

別之大都」を山内上杉氏とするが、それでは「御窟」が何になるのかわからない。新田岩松氏と山内上杉氏を対比しているといわれるかもしれないが、すでに直前に新田岩松家中を示す「当方屋裏」があるので成り立たない。④「応永々享之大乱者、天下之大都也、今両家之御確執者、御両家屋裏之少切也尋申」（『松』九〇頁）については、旧稿に補足すべき事柄はない。禪秀の乱や永享の乱は「天下之大都」だったが、山内・扇谷両上杉の抗争は両家中の小事だと対比しているのだから、「天下之大都」は「天下之重大事」とするよりよい。この「大都」は「將軍」「公方」「権威者」等々、人格を示すものとする余地はないのである。次に、旧稿で検討しなかった事例を示す。⑤「今於当方大都之公事源慶任御遺言、自然被相尋時及返答歎」（『松』三〇頁）で、源慶（岩松家純）の「御遺言」とあるのは、再三現れている三箇条と見て間違いあるまい。したがって「大都之公事」とされているものは、具体的には將軍や古河公方による軍勢派遣要請になることが、重大・重要な命令と捉えるのも可能である。史料纂集「松陰私語」では、「足利成氏」と傍注を付し、索引でもそうしているが、家純の遺言は未来まで規制しているし、將軍も含むわけだから、成氏には限定できない。⑥「当方万代可為長工夫無之、先達被定置大都之上、自己之廻工夫、可阿夫無何之見立、他家之落会壺才覚也」（『松』三二頁）は、「先に定められた「大都」に加えて自分の工夫を廻らせば危機はない等と考えるのは、他家の策略に陥ることとなる」といった解釈が考えられるが、確言できない。ただ、先に定められた「大都」とは、家純の三箇条を指す可能性が高く、そうであれば「大都」は重大な事柄ということになる。少なくとも、「將軍」「公方」「権威者」等々、人格を指すものでないことは明らかで、史料纂集「松陰私語」索引で、「足利成氏」としているのも誤りと考ええる。なお、旧稿・本稿ともに「松陰私語」目録で、「山内河越両家卒桶天下之非大都事」（『松』五九頁）とあるのは、目録の扱い方が難しいので検討対象から外したが、これは本文としては、【史料5】に対応するものである。したがって、「天下之大都」＝「都鄙之大途」となり、「大途」と「大都」が言い換えら

れているのみならず、「都鄙」と「天下」がいかえられている（注（19）参照）。参考のため、指摘しておく。